

第 1052 回 高知市教育委員会 3 月定例会議案

1 開催日 平成 22 年 3 月 24 日(水)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 9 号 高知市立市民図書館条例施行規則の一部改正について

日程第 3 市教委第 10 号 高知市立自由民権記念館条例施行規則の一部改正について

日程第 4 市教委第 11 号 高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について

日程第 5 市教委第 12 号 高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について

日程第 6 市教委第 13 号 高知市立児童館条例施行規則の制定について

日程第 7 市教委第 14 号 高知市教育委員会職員のうち特別の形態によつて勤務する必要のある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について

日程第 8 市教委第 15 号 高知市放課後児童健全育成条例施行規則の一部改正について

4 報告

平成 22 年 3 月高知市議会定例会について

高知市教育委員会共催・後援事業について

5 委員長閉会宣言

6 出席者

(1) 委員	1 番委員長	澤 田 智 恵
	2 番委員	西 山 彰 一
	3 番委員	山 本 和 正
	4 番教育長	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	舩 田 郁 男
	総務課長	弘 田 充 秋
	学校教育課長	片 岡 正 樹
	青少年課長	西 谷 進
	人権教育課長	岡 野 晃 之
	総務課長補佐	近 森 象 太
	学校教育課学校教育班長	多 田 美奈子
	スポーツ振興課長補佐	島 津 卓
	教育研究所指導主事	清 水 隆 人
	総務課総務係長	小 田 優
	総務課総務係主査	岡 宗 裕 美

第 1052 回 高知市教育委員会 3 月定例会 議事録

1 平成 22 年 3 月 24 日(水) 午後 1 時 00 分～午後 1 時 28 分(たかじょう庁舎 5 階会議室)

2 議事内容

開会 午後 1 時 00 分

澤田委員長

ただいまから，第 1052 回高知市教育委員会 3 月定例会を開会いたします。

はじめに，会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は山本委員さん，お願いいたします。

それでは，議案審査に入ります。日程第 2 市教委第 9 号「高知市立市民図書館条例施行規則の一部改正について」及び日程第 3 市教委第 10 号「高知市立自由民権記念館条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。この 2 件は同じ趣旨によるものですので一括して審議することといたします。事務局の説明を求めます。

総務課長

総務課長の弘田です。議案書の 2 ページをご覧くださいと思います。高知市立市民図書館条例施行規則と高知市立自由民権記念館条例施行規則の一部改正でございます。この二つの規則改正は，平成 22 年度教育委員会の機構の変更に伴うものでございます。

まず，高知市立市民図書館条例施行規則の改正内容でございますが，22 年度からの移動図書館業務の民間委託に伴い，移動図書館係を廃止するものでございます。具体的には 4 ページの新旧対照表にあります第 2 条の下線部分をご覧ください。この部分が改正する箇所でございます。

次に，高知市立自由民権記念館条例施行規則の改正内容でございます。22 年度から自由民権記念館の施設管理を指定管理者制で実施することに伴いまして，管理係と学芸係を廃止するものでございます。

なお，学芸部門の業務につきましては，スタッフ制として学芸企画担当係長を配置しまして，学芸部門の維持，拡充に努める考えでございます。具体的には，6 ページの新旧対照表の第 2 条の下線部分をご覧くださいと思います。この部分が改正する箇所でございます。

簡単でございますが，説明は以上でございます。

澤田委員長

それではこの件につきまして質疑を行いたいと思います。質疑はございませんか。

特にご意見はないようですので，質疑を終了し採決いたします。市教委第 9 号「高知市立市民図書館条例施行規則の一部改正について」及び市教委第 10 号「高知市立自由民権記念館条例施行規則の一部改正について」は，それぞれ原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって，市教委第 9 号及び市教委第 10 号は原案のとおり決しました。

次に，日程第 4 市教委第 11 号「高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

総務課長

総務課長の弘田です。7 ページをお開きいただきたいと思います。高知市教育委員会職員職制規則

の一部改正でございます。その内容は、この4月1日付けで教育委員会事務局職員の異動に伴う規定の整備を行うものでございまして、2月定例教育委員会でご承認いただきました教育委員会事務局に新たに教育企画監という課長級の職員を置き、学校教育に関する高度な専門的な施策の企画立案や教育委員会内外の調整事務に従事していただく考えでございます。

具体的には、9ページの新旧対照表の第4条第2項の下線部分をご覧いただきたいと思っております。この部分が改正する箇所でございます。

簡単でございますが、以上でございます。

澤田委員長

この件に関して質疑等はございませんか。

特にご意見はないようですので、質疑を終結し採決に移ります。市教委第11号「高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員一同

【異議なし】

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第11号は原案のとおり決しました。

次に、日程第5市教委第12号「高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

総務課長

総務課長の弘田です。10ページをお開きいただきたいと思っております。

高知市教育委員会行政組織規則の一部改正についてでございます。この内容は、22年度の市長部局の機構改革に伴いまして、児童館の施設管理を教育委員会で所管することとなり、人権教育課の分掌事務の中の児童館、集会所について現行の運営管理から、管理運営全般を業務とするものでございます。

具体的には、12ページの新旧対照表の第8条第5号の下線部分をご覧いただきたいと思っております。この部分が改正する箇所でございます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

澤田委員長

この件に関して質疑等はございませんか。

特にご意見はないようですので、質疑を終結し採決に移ります。市教委第12号「高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員一同

【異議なし】

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第12号は原案のとおり決しました。

次に、日程第6市教委第13号「高知市立児童館条例施行規則の制定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

人権教育課長

人権教育課長の岡野でございます。13ページをお開きいただきたいと思っております。

高知市立児童館条例施行規則の制定についてでございます。内容でございますが、これまで市民生活部同和人権啓発課が所管しておりました児童館の施設管理を平成22年度から教育委員会に移管するため、高知市立児童館条例施行規則を教育委員会において制定するものでございます。

14ページをご覧ください。これまでの施行規則の中で「市長が」とあったものを「教育委員会が」

というふうに改めたほか、所要の改正を行っております。

簡単ですが、以上でございます。

澤田委員長

この件に関して質疑等はありませんか。

特にご意見はないようですので、質疑を終結し採決に移ります。市教委第13号「高知市立児童館条例施行規則の制定について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員一同

【異議なし】

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第13号は原案のとおり決しました。

次に、日程第7市教委第14号「高知市教育委員会職員のうち特別の形態によつて勤務する必要のある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

総務課長

総務課長の弘田です。16ページをお開きいただきたいと思います。

高知市教育委員会職員のうち特別の形態によつて勤務する必要のある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正についてでございます。内容は、人事院勧告に基づく措置として、昨年12月議会におきまして、高知市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例が改正されまして、職員の勤務時間を現行の8時間から15分短縮して7時間45分としたことに伴いまして、教育委員会内で特別の形態で勤務する場合の勤務時間数や始業時間、終業時間についての規定を整備するものでございます。

具体的には、18ページから20ページまでの新旧対照表の各条の下線部分をご覧くださいと思います。下線部分が改正する箇所でございます。

例えば、18ページにある第2条の市民図書館の場合ですが、市民図書館に勤務する職員の勤務時間等をご覧くださいと思います。勤務時間は、8時間が7時間45分に、また午前8時30分から午後5時15分までに、交代職員の勤務時間もそれぞれ短縮されております。それ以外に記載しておりま

す施設につきましても、同じような内容での改正でございます。

なお、19ページにある第9条の春野文化ホールピアステージは、22年度からの指定管理者制の実施に伴いまして、市職員の配置がなくなりますので、規定から削除するものでございます。

説明は以上でございます。

澤田委員長

この件に関して質疑等はありませんか。

特にご意見はないようですので、質疑を終結し採決に移ります。市教委第14号「高知市教育委員会職員のうち特別の形態によつて勤務する必要のある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員一同

【異議なし】

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第14号は原案のとおり決しました。

次に、日程第8市教委第15号「高知市放課後児童健全育成条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

青少年課長

青少年課長の西谷です。春野地区を除く旧高知市地域では、春休み中における放課後児童クラブを

開設しておりますが、平成 22 年度からは春野地区の児童クラブを含めて全市統一して春休み開設を実施するに当たりまして規定の整備を行うものです。

内容といたしましては、学年末休業日及び学年始休業日を含めた学校の長期休業日に、放課後児童クラブの開設時間を午前 8 時 30 分から午後 5 時までとするものでございます。23 ページをご覧ください。23 ページをご覧ください。この中の第 3 条第 3 項の下線部分に変更しようとする箇所でございます。

簡単ですが、以上でございます。

澤田委員長

この件に関して質疑等はありませんか。

特に質疑はないようですので、質疑を終了し採決に移ります。市教委第 15 号「高知市放課後児童健全育成条例施行規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員一同

【異議なし】

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 15 号は原案のとおり決しました。

次に、報告事項「平成 22 年 3 月高知市議会定例会について」の事務局からの説明をお願いします。

総務課長

総務課長の弘田です。

3 月 8 日に開会いたしました 3 月市議会定例会において出されました教育委員会にかかわる質問内容について、簡単にご報告させていただきます。お手元にお配りさせていただいております「平成 22 年 3 月議会代表・個人質問概要」をご覧くださいと思います。

ご覧いただきわかるように質問には、澤田委員長への質問をはじめとして、大変たくさんの質問がございました。主な内容でございますけれども、学力・体力向上への取り組みに関する質問でありますとか、潮江東小学校で試行しております学校給食の民間委託に対する児童、保護者の反応など、その試行検証に対する質問、あるいは貧困と学力に関する質問、関連しての就学援助に関する質問、市民図書館の整備に関する質問、また市内野球場へのナイター設備の設置に関する質問などがございました。詳細につきましては、後ほどご覧いただきたいと思います。

なお、教育委員会関係で議会に提案しました予算及び予算外議案につきましては、昨日の経済文教常任委員会において審議され、予算議案につきましては賛成多数、予算外議案につきましては全会一致で承認されました。予算議案の賛成多数という点についての内容としては、一部の会派から人権教育課の所管する子ども会にかかわる予算、また全国学力学習状況調査が平成 22 年度は抽出で行われるということで、それを補完する形で市で調査を行う部分の予算について賛成できないというご意見があり、その会派の方々が反対されるということでございました。

また、3 月 26 日金曜日に再開予定の本会議において、常任委員会で決定されたような方向で承認されるのではないかとこのように考えております

簡単ですが以上でございます。

澤田委員長

この件に関して質疑等をお願いします。

松原教育長

補足になりますが、先ほど総務課長が申しあげた会派からは、全国学力学習状況調査がこれまでの悉皆調査から抽出調査になったことを受け、抽出に加えて希望校を募って行うのだから、調査結果を市がまとめる必要はないのではないかと。調査の結果をまとめてしまうと、それが情報公開の対象となってしまうので、情報公開しないことを担保する方法が必要ではないかというものでした。

それともう一点、教育費総額としては、確かに予算は増額されているけれども、子どもの教育にかかわる部分の予算は削られているのではないかということでした。

それらが予算案に反対された一つの理由になっているのではないかと考えています。

澤田委員長

次に、「高知市教育委員会共催・後援事業について」の事務局からの説明をお願いします。

総務課長

総務課長の弘田です。教育委員会名義の共催・後援についての報告でございます。

毎月の定例教育委員会で、事務局が承認しました共催・後援の件名をまとめたものを委員の皆様へ配布させていただき、詳しい説明は省略させていただいております。本日は、教育委員会名義の後援の申請において却下という事例がございましたのでご報告させていただきたいと思っております。

その内容ですが、日本よ永遠なれ上映実行委員会から4月29日に自由民権記念館で開催される「日本よ永遠なれ」という映画の上映会の名義後援の申請が提出されました。内容を事務局で検討いたしました結果、次の理由で却下することといたしました。

教育委員会の後援につきましては、教育委員会が教育的見地から当該事業の趣旨に賛同し、その実施について奨励することと定めております。今回の申請事業のめざす内容が、宗教的なものと考えられまして、特定の宗教を推奨するといった懸念がございまして、中立的立場にある教育委員会が当該事業を後援することは不相当と判断し却下したものでございます。過去にも却下した例は何件かございます。

この件の説明は、以上でございます

併せて、お願いがございます。先ほど申し上げましたように、教育委員会名での共催・後援につきまして、以前は概要をまとめましたものを1件ずつご報告させていただいていたものを、現在は件名でのご報告とさせていただいております。

それを今回のような却下した事例など重要なものにつきましては、引き続き報告させていただくこととし、それ以外のものにつきましては、事務の軽減を図るという観点から、教育長の専決にとどめさせていただくということにさせていただければ幸いです。

以上でございます。

澤田委員長

今回の事例は映画ということですが、事務局では実際に映画を鑑賞されるのでしょうか。書類などからだけではなくて、映画を観賞されて教育の観点から「好ましい」「好ましくない」といった判断をされるのでしょうか。

総務課長

総務課長の弘田です。

この後援などの申請につきましては、例えば平成21年1月から12月までを集計した数字がございしますが、全体で506件ございます。その内訳を課別に申し上げますと生涯学習課232件、学校教育課134件、スポーツ振興課82件、人権教育課30件、青少年課23件などとなっております。

その内容は、映画や講演会、各種スポーツ大会などとなっております。まずは、映画についての審査ですが、先ほど申しましたように生涯学習課の所管となるものが多いのですが、それらの映画を実際に事前に鑑賞して内容を判断するというところまでは、時間的にもできていない状況です。

基本的には、審査に当たっては、申請書にある目的や事業計画、収支計画のほか、添付されたパンフレットや会則などから内容を判断しております。事業計画やパンフレットから見て教育委員会として事業を奨励していく内容に合致するものがほとんどでございます。

ただ、先ほどの説明で、数件の却下事例があると申しました。過去の事例では、申請からは内容が

判断できないという事例もありましたが、今回のように内容がわかり、事業計画やパンフレットからみて宗教的なものあるいは政治的なものが含まれていないと読み取れないものについては、その時点で判断しております。

舛田教育次長

補足させていただきます。

申請書で目的などは一定わかるわけですが、それでわからない場合もあります。そういう場合は、再度書面で内容を確認し、中立性が確保でき、教育委員会として奨励していけるかどうかというところまで突き詰めて判断しております。

ただし、ご質問にあったように、事前に映画などをすべて見るということまではできていません。

澤田委員長

この件に関してほかに質疑等はありませんか。

特にないようですので、この件の質疑を終わります。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで、教育委員会を閉会します。

開会 午後 1 時 28 分

委員長 _____

3 番委員 _____